

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5K6Z23C02010		5L9Z2AA0001 0001				C-Z000068C	
品名 または 件名							
サイバー・電磁波領域に係る技術支援役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
市ヶ谷			陸幕指情部				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和7年4月1日（火）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月19日（水）11時20分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年3月12日17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札に関する条件

仕様書2. 8. 1 契約相手方 に記載の条件を満たすことを確認できる書類を令和7年3月12日17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 坂本 (TEL：03-3268-3111内線41464)

(3) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「部分払に関する特約条項」

(5) 契約成立時期

本件の契約締結は、当該案件に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とし、
契約締結時期は、令和7年4月1日以降とする。

(6) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。また、令和07・08・09年度においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であることを条件とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ） (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 坂本 (TEL：03-3268-3111内線41464)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：5L9Z2AA0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
サイバー・電磁波領域に係る技術支援役務	陸幕指通－C－Z 0 0 0 0 6 8 C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 5 年 8 月 8 日
	変 更	令和 7 年 2 月 1 4 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム ・情報部指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、“要求元”という。）が所掌するサイバー・電磁波関連事業に係る技術支援役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT－CG－Z 0 0 0 0 0 1及びJIS X 0 0 0 1～JIS X 0 0 3 2によるほか、次による。

1.2.1 技術支援

情報通信システム維持等遂行上の技術的リスク（スケジュールリスク、コストリスク等）を客観的立場から未然に防止するための技術的な支援をいう。

1.2.2 陸自システム・ネットワーク管理装置（陸自SNMS）

陸自クローズ系クラウド基盤等と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証等の各種機能を持ち、一元的に管理する装置をいう。

1.2.3 装備品サイバー防護

装備品等システムに対するサイバー攻撃から陸自SNMS（野外系）と連携して防護するだけでなく、野外行動において陸自SNMS（野外系）と接続していない状況においても装備品におけるセキュリティ強化を実現可能な機能をいう。

1.2.4 駐屯地インフラセキュリティ監視システム

駐屯地インフラシステムを対象としてネットワークトラフィックなどを監視し、不正アクセスなどの攻撃及び異常な動作を検知するためのシステムをいう。

1.2.5 電磁波作戦管理統制装置

各方面隊のネットワーク電子戦システムを有する電磁波作戦部隊の電子戦活動の一元的な統制及びネットワーク電子戦システムの情報処理結果をまとめる装置をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様

書の一部を成すものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積時における最新版とする。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GS-C906766 装備品サイバー防護の機能に関する詳細設計

GS-C906767 駐屯地インフラセキュリティ監視システム用ソフトウェア
の設計・製造

HS-X192878 電磁波管理サービスソフトウェアの改修（令和6年度）

HS-X192879 電磁波作戦管理統制装置のソフトウェアの改修（令和6年
度）

陸幕指通-C-Z000080 サイバー総合模擬環境の構築に係る基本検討

陸幕指通-C-Z000082 野外通信システム侵入試験役務

陸幕指通-C-Z000084 装備品等情報システムの脆弱性検査手法に係る調
査研究役務

陸幕指通-C-Z000085 陸上自衛隊における将来暗号に係る調査研究役務

c) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部
事項について（通知）〔装プ武第188号（3.1.1.9）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

〔防防調第4608号（19.4.27）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

〔デジタル社会推進会議幹事会決定（2024年（令和6年）3月31日）〕

国家安全保障戦略について〔国家安全保障会議決定（令和4年12月16日）〕

国家防衛戦略について〔国家安全保障会議決定（令和4年12月16日）〕

防衛力整備計画について〔国家安全保障会議決定（令和4年12月16日）〕

令和6年版防衛白書

サイバーセキュリティ戦略〔閣議決定（令和3年9月28日）〕

1.4 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積
時における最新版とする。

a) 仕様書

HS-X192819 電磁波作戦管理統制装置のソフトウェアの改修（令和5

年度分)

HS-X192821 電磁波管理サービスソフトウェアの改修（令和5年度
債分）

HS-X192832 サイバー人材育成・管理システム用ソフトウェアの陸自
SNMSへの適合化改修（令和5年度）

HS-X192833 装備品サイバー防護システムの概要設計

GS-C646545 電磁波作戦管理統制装置

陸幕指通-C-Z000069 サイバー領域に関する調査研究役務

陸幕指通-C-Z000074 駐屯地インフラ防護に係る調査研究役務

2 本役務に対する要求

2.1 実施期間

本役務を実施する期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

2.2 実施場所

実施場所は、市ヶ谷駐屯地内、要求元の指示する場所及び要求元から承認された契約相手方事務所等とする。

2.3 役務時間

本役務の実施期間中における役務時間は、次による。

a) 令和7年度における役務時間は、以下を基準とする。

1) 技術者1の役務時間は、1, 126時間を基準とする。

2) 技術者2の役務時間は、3, 905時間を基準とする。

b) 令和8年度における役務時間は、以下を基準とする。

1) 技術者1の役務時間は、1, 126時間を基準とする。

2) 技術者2の役務時間は、3, 905時間を基準とする。

2.4 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、“月間役務時間報告書”を図1の様式により作成し要求元へ提出する。

2.5 役務の支援対象

本役務の支援対象は次による。

a) 工程管理支援

b) 仕様書検討支援

c) 予算要求等に係る支援

d) 中長期的企画立案に係る支援

e) 通訳支援

f) 支援内容の報告・調整

2.6 役務内容

契約相手方は、以下に示す文書を十分理解し、サイバー・電磁波領域に関する最新の技術動向を踏まえた上で支援を行う。

- a) 国家安全保障戦略
- b) 国家防衛戦略
- c) 防衛力整備計画
- d) 防衛白書（最新版）
- e) サイバーセキュリティ戦略（最新版）

2.6.1 工程管理支援

工程管理支援については、陸自システム・ネットワーク管理装置について実施するが、陸自システム・ネットワーク管理装置以外の工程管理に係る支援は、要求元との調整により支援範囲を検討する。支援要領等は次による。

a) 陸自システム・ネットワーク管理装置に係る事業の調達、設計・製造、構築に係る工程管理支援

- 1) 官が実施するソフトウェア（サイバーセキュリティ）の事業管理に対する支援
- 2) 官が実施する将来のソフトウェアの設計・製造・導入の検討に対する技術的支援の実施
- 3) 官が求める会議への出席

b) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する事業の工程管理支援

- 1) 装備品サイバー防護の機能に関する詳細設計
- 2) 駐屯地インフラセキュリティ監視システム用ソフトウェアの設計・製造
- 3) 電磁波管理サービスソフトウェアの改修（令和6年度）
- 4) 電磁波作戦管理統制装置のソフトウェアの改修（令和6年度）
- 5) サイバー総合模擬環境の構築に係る基本検討
- 6) 野外通信システム侵入試験役務
- 7) 装備品等情報システムの脆弱性検査手法に係る調査研究役務
- 8) 陸上自衛隊における将来暗号に係る調査研究役務
- 9) その他要求元と協議による。

2.6.2 仕様書検討支援

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する事業の仕様書作成に対する助言

2.6.3 予算要求等に係る支援

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する事業の予算要求等に対する助言

2.6.4 中長期的企画立案に関する支援

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班

が所掌する事業の中長期的企画立案に対する助言

2.6.5 通訳支援

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する会議における通訳

2.6.6 支援内容の調整・報告

- a) 支援計画の調整
- b) 支援成果の報告

2.7 技術支援役務の実施要領

2.7.1 本役務の実施体制

契約相手方は、効果的で時宜を得た技術支援を実施しうる体制を整えるものとする。このため、必要に応じ第三者機関の専門家を充当し、要求元が要求する品質を達成するために必要な技術支援の体制をとるものとする。

また、契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.7.2 役務従事者

- a) 本役務従事者は、要求元がサイバー・電磁波に係る事業の調達、設計・製造、機器借上・構築、運用支援等の請負会社に対して指導・調整を実施するために必要とされる支援を行うものとする。
- b) 本役務従事者は、サイバー・電磁波に係る事業の状況を常続的に把握し、適切に本役務を実施するものとする。
- c) 本役務従事者は、要求元が指定する会議等に参加するものとする。

2.8 技術支援に必要な具備条件

2.8.1 契約相手方

- a) 日本国法人であること。
- b) 防衛省・自衛隊との契約において、情報システムマネジメントの支援実績を有すること。
- c) 防衛省・自衛隊との契約において、防衛大臣の承認を要する契約の仕様書案作成支

援実績を有すること。

d) 防衛省が取り扱い上の注意を要する文書等の開示において適当であると認める企業

e) 海外の情報収集をすることが可能なこと。

f) 取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証を自社で取得していること。

g) 適切な品質管理を実施するために、品質マネジメントシステム（ISO 9001）の認証を自社で取得していること。

h) 経済産業省が所掌する次の情報セキュリティサービス基準に適合したサービスをいずれも有していること

1) 情報セキュリティ監査サービス

2) セキュリティ監視・運用サービス

i) 要求元が実施するサイバー・電磁波に係る検討に対し知見を有すること。

2.8.2 技術支援役務従事者

a) 本役務に従事する役務従事者において、高度IT人材の能力を示す次の資格のうち3つ以上を保有し、かつ実業務に従事していること。又はその資格の試験委員の役職に従事し同等以上の能力を有すること。

1) ITストラテジスト

2) システムアーキテクト

3) プロジェクトマネージャ

4) ネットワークスペシャリスト

5) ITサービスマネージャ

6) システム監査技術者

7) 情報処理安全確保支援士

8) Project Management Professional (PMP)

9) Certified Information Systems Security Professional (CISSP)

b) 本役務に従事する役務従事者において、第二級陸上無線技術士と同等もしくは上位の国家資格を有するものが1名以上従事すること。

c) 本役務に従事する役務従事者において、TOEIC 730点以上を有するものが1名以上従事すること。または同等以上の経験を有するものが1名以上従事すること。

d) 技術者1の役務従事者について、次の経験を有すること。

1) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく情報システムのプロジェクト管理支援の経験を有する。

2) 情報セキュリティに係る設計、構築または監視業務におけるプロジェクトマネージャを10年以上実施した経験を有する。

3) 防衛省陸上自衛隊の情報システムの調達業務に関わる支援の経験を有する。

e) 技術者2の役務従事者について、次の経験を有すること。

1) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく情報システムのプロ

ジェクト管理支援の経験を有する。

- 2) 防衛省の情報セキュリティ技術に係る調査研究またはシステム実装を行った経験を有する。
- 3) 防衛省陸上自衛隊の情報システムの調達業務に関わる支援の経験を有する。

2.9 技術支援役務遂行に当たっての留意事項

契約相手方は、次の事項に留意して本役務を遂行すること。

2.9.1 工程管理支援

a) 陸自システム・ネットワーク管理装置に係る事業の調達、設計・製造、構築に係る工程管理支援

- 1) 陸自システム・ネットワーク管理装置のソフトウェア（サイバーセキュリティ）に係る設計・製造、導入等の仕様検討の支援に当たっては、政府・防衛省のIT調達指針が適切に反映されていることを確認した上で、運用面の妥当性、技術趨勢を踏まえた次期換装等における提言及びコスト低減の観点から中立的、客観的に評価すること。
- 2) 各種設計成果等の技術的妥当性評価に当たっては、中立的、客観的に評価すること。
- 3) 当該事業の工程管理に係る支援に当たっては、事業の契約相手方が提出する工程表の精査はもとより、作業遅延時の対処等について要求元と協議の上で、官側による契約相手方の指導等に対する助言等も実施し、要求元の依頼により適宜、調整会議等に参加すること。

b) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する事業の工程管理支援

- 1) 各種設計成果等の技術的妥当性評価に当たっては、中立的、客観的に評価すること。
- 2) 当該事業の工程管理に係る支援に当たっては、事業の契約相手方が提出する工程表の精査はもとより、作業遅延時の対処等について要求元と協議の上で、官側による契約相手方の指導等に対する助言等も実施し、要求元の依頼により適宜、調整会議等に参加すること。

2.9.2 仕様書検討支援

仕様書検討の支援に当たっては、要求元と協議の上支援する。

2.9.3 予算要求等に係る支援

予算要求に係る支援は、予算要求関連資料のレビュー、他部署及び他府省等関連組織との調整に必要な資料作成及び関連する会議への参加等の支援を実施する。要求元の依頼に基づき、調達予定の機器やサービスの価格等を調査、各社へ情報提供依頼、見積依頼及び見積評価等の支援を含む。その他、要求元からの依頼があった場合は、要求元との調整により支援範囲を検討する。

2.9.4 中長期的企画立案に係る支援

中長期的企画立案の支援に当たっては、要求元と協議の上支援する。

2.9.5 通訳支援

通訳要領については、日本語・英語の逐次通訳とする。

2.9.6 支援内容の調整・報告

- a) 支援計画の調整に当たっては、各種支援内容を提供すべき時期を踏まえ、適切な支援計画を検討すること。
- b) 本役務における課題検討のための定例会議を週／1回を基準とし、定期的を開催するものとし、細部は要求元との調整による。
- c) 本役務の進捗報告会議を、月／2回を基準とし、定期的を開催するものとし、細部は要求元との調整による。
- d) 本役務の成果報告のため、令和7年度末に中間報告会を、令和8年度末に成果報告会を実施すること。中間報告会は中間報告書、成果報告会は工程管理支援報告書をもっておこなう。

3 品質保証

3.1 監督・検査

支出負担行為担当官（以下，“支担当”という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 提出書類

提出書類は、表1による。

なお、電子記憶媒体の記憶方式等については、要求元との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

5 その他の指示

5.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

5.2 情報保全

情報の保全は、次による。

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報については情報セキュリティ指定書による。

5.3 第三者に係る取り扱い

- a) 契約相手方が自己以外の第三者を当該契約の遂行上業務に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づく特約条項によるもののほか、官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用してはならない。

5.4 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、要求元が必要と認めたものについて貸付を受けることができる。

5.5 調達制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、契約相手方は、本役務の対象となる陸自システム・ネットワーク管理装置に係る設計・製造及び機器借上等及び陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部、指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班が所掌する事業の業務について、本役務期

間中及び当該業務の影響が及ぶ間の受注を制限する。ただし、競争上何ら有利とならないと認められるときはこの限りではない。

5.6 官側の支援

契約相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) 本役務に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1-提出書類

番号	品名	媒体及び種類	提出時期	提出先
1	役務実施計画書	紙媒体 1 部	契約締結後、速やかに。	要求元
2	中間報告書	電子媒体 1 式	中間報告後、速やかに。	
3	工程管理支援報告書		納期までに。	
4	月間役務時間報告書		翌月初旬速やかに。 (令和 9 年 3 月分については納期までに。)	

図1一月間役務時間報告書

月間役務時間報告書（基準）

調達要求番号			契約番号	
契約件名				
会社名			契約相手方 責任者、	印
役務報告期間	令和 年 月 分 (令和 年 月 日 ~ 月 日)			
役務従事者	① ② ③ ④ (※1) (多数時は別表を添付)			
役務内容	月間作業時間 (H)		役務従事者 (※1欄より該当者の番号を指定)	備 考
	官側施設等	官側が許可した 契約相手方事務所等		
小計 (H)			累計時間合計 (H)	
当月合計 (H)				

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 L 9 Z 2 A A 0 0 0 1
	調達要求年月日	令和7年2月14日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課
	作 成 年 月 日	令和7年2月14日
品 名	サイバー・電磁波領域に係る技術支援役務	
仕様書番号	陸幕指通-C-Z 0 0 0 0 6 8 C	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号 令和5年3月31日）添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う場合の留意事項	備 考
1	システムの概要 (システム構成図、 機能・性能、機器設置 場所、IP アドレス一 覧等)	官側が必要と認めた もの	○ 確認・助言・ドキュメント作成等役務実施過程に知り得た情報のうち、明らか又は類推される場合かつ官側が必要と認めた場合は保護の対象とする。 ○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が類推できる場合かつ官側が必要と認めた場合は保護の対象とする。 ○ 引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合かつ官側が必要と認めた場合は保護の対象とする。	

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L9Z2AA0001	契約実施計画番号	5K6Z23C02010
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
サイバー・電磁波領域に係る技術支援役務	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)	令和7年4月1日～令和9年3月31日		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 3 月 19 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者